

# 第14期通常総会議案書

日時：平成29年6月24（土）16：15～17：15  
場所：大津町交流会館（まちづくり交流センター）

## 議題

- 第一号議案 平成28年度事業報告並びに活動計算書承認の件
- 第二号議案 平成29年度事業計画及び活動予算案決定の件
- 第三号議案 定款変更の件
- 第四号議案 借入金最高限度額決定の件
- 第五号議案 その他

## 添付資料

- 資料1 活動日誌
- 資料2 定款変更案・新旧対照表
- 資料3 新聞記事・活動報告資料等

特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム

## 第一号議案 平成28年度の活動報告並びに活動計算書承認の件

### 1. 事業概況報告

#### (1) 当初事業方針

##### <全体方針>

平成28年4月16日に発生した熊本地震の本震により、当団体の活動拠点となっている阿蘇地域も大きな被害を受けました。まずは地域のNPO法人として被災者の支援を行うほか、バイオマスや再生可能エネルギーを活用した復興支援を検討していきます。

また、前年度に課題となったNPO法人としての組織基盤強化のためには、会員や理事が参加できる形で運営していくことが大切であることから、活動内容をニュースレター等で定期的に情報発信し、会員が積極的に参加できる体制を構築していきます。

さらに、これまでの事業を整理して今後の事業展開を明確化するうえで、総会・理事会・事務局の役割を見直し、総会の議決事項を着実に実行できるように組織の基盤強化を図っていきます。

##### <個別事業>

#### ① 広報啓発事業

バイオマスや再生可能エネルギーを活用することで、復興支援につながるようなセミナーやイベント等を通じて、バイオマスに関する情報発信を進めます。

#### ② 地域モデル推進事業

阿蘇地域にあるバイオマスを活用することで、阿蘇熊本地域の復興支援につながるように、ローカルシンクタンク・DOタンクとして、バイオマス利活用に向けた調査や仕組みづくり・事業の具体化を進めます。また、熊本地震による災害支援活動を進めていきます。

#### ③ 出前講座および専門家派遣事業

阿蘇地域が大きく被災していることや災害支援事業実施のため、平成29年度は本事業を縮小します。

#### ④ 収益事業

熊本地震の被災者の中には今年度分の薪を確保できないユーザーがいる可能性が高いため、薪の販売事業を中心に引き続き事業を発展・継続していきます。

#### (2) 平成29年度の総括

熊本地震の本震(4月16日)以降、10月8日に阿蘇火山中岳噴火によって降灰と火山礫の被害が、KBFの事務所周辺(阿蘇市宮地地区)で発生するなど、波乱に満ちた1年となりました。九州バイオマスフォーラムは、地元のNPOとして、全国各地から支援協力に来られる団体の「つなぎ役」として活動することにより、直接的・間接的に復興支援に協力してきました。一方で、団体職員の雇用維持や支援活動に必要な資金調達など、これまでに経験のない状況に対応する必要が生じました。NPO法人の経営を維持していくことの難しさを改めて実感するとともに、会員や関係者の皆様から寄付金や助成金、温かいお言葉や支援物資をいただき、多くの方に支えられていることを実感しました。また、こうした非常災害のなかでもNPOとしての活動を継続できたのは、皆様のおかげだと大変感謝申し上げます。

##### <個別事業>

#### ① 広報啓発事業

木質バイオマスをテーマにした人材育成研修会を開催することができました。

#### ② 地域モデル推進事業

阿蘇市において、災害木くずの処理や木質チップ製造事業について民間企業からの委託事業を

実施しました。

③ 出前講座および専門家派遣事業

草原環境学習は、当初の予定通り実施できました。専門家派遣事業については、経済産業省の再エネコンシェルジュ事業に専門家を派遣しました。

④ 収益事業

薪販売に関しては、前年度よりも売り上げを伸ばすことができ、組織の活動基盤の強化につながりました。

(3) 事務局概況報告

平成 28 年度の事務局体制は、薪製造担当者を含め 5 名体制でスタートしました。新年度の早々に地震が発生し、事務所を再開しても出勤できない職員がおりましたが、遅れながらも決算や総会を無事開催することができました。地震の影響により中断・縮小せざるを得ない事業もありましたが、収益事業である薪販売事業が伸びたこともあり、臨時アルバイトを 2 名雇用して薪生産の出荷体制を整えました。薪の出荷が落ち着いた 3 月末の時点では、事務局体制は当初の通り 5 名に戻っております。

(4) 平成 28 年度の事業概要

① 特定非営利活動に係る事業 (H28 年 4 月 1 日～H29 年 3 月 31 日)

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
広報・啓発事業	(1)会報の発行 100 通×3 回	随時	—	1	200 人	10
	(2)インターネットによる情報発信	随時	—	1	不特定多数	5
	(3)視察・見学の受け入れ	随時	阿蘇市	1	200 人	5
	(4)セミナー・展示会・視察ツアー開催	3 回	九州内	1	不特定多数	10
バイオマス利用地域モデル推進事業	(1)阿蘇市バイオマス利活用事業	7～3 月	阿蘇市	2	不特定多数	8531
	(2)九州薪・木質ペレット活用協議会	通年	九州内	2	不特定多数	2334
	(3)野草資源小委員会事務局運営	年 4 回	阿蘇市	1	17	1
	(4)モザンビーク 技術支援事業	随時	モザンビーク	2	不特定多数	71
出前講座および専門家派遣事業	(1)各種イベント・セミナー等への講師の派遣・コーディネート	通年	全国	1	不特定多数	1246
	(2)出前講座 野草紙等、体験型環境学習の実施	通年	阿蘇郡	2	200 人	88
災害支援事業	熊本地震による被災者の支援活動と産業復興支援活動	4 月～3 月	阿蘇郡内	5	不特定多数	5855

② その他の事業(H28年4月1日～H29年3月31日)

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象 者の範囲 及び人数	支出額 (千円)
その他の 事業	(1)バイオマス利用に関する書籍・資料・ソフトウェア・データ等の販売	随時	セミナー 会場等	1	20	8,729
	(2)ペレットストーブやバイオマスプラスチック製品などのバイオマス関連製品の販売	随時	九州内	1	—	
	(3)薪・ペレット・草などのバイオマスの生産・販売・流通事業	随時	九州内	2	370	
	(4)その他の上記の事業に付随する事業	随時	九州内	1	不特定多数	

(5) 事業報告

(ア) 活動日誌

資料1をご覧ください。

(イ) 広報啓発事業

① 会報・インターネットによる情報発信

ニュースレターに関しては、暖談の会の活動レポートを2回、草原環境学習ニュースレターを1回、災害支援活動の報告を2回発行しました。また、フェイスブックやホームページ等でセミナーや活動状況などの情報発信を行いました。

② 視察・見学・研修生の受け入れ

以下の視察の受け入れを行いました。

- 平成28年9月29日 多良木町 約20名
- 平成28年10月15日 イノベーションスタジオ福岡 約10名
- 平成28年10月17日 JCB 1名

③ セミナー・展示会・視察ツアーの開催

10月12-14日 エコテクノ2016 出展  
 10月22-23日 鹿児島木材祭り 出展  
 11月11-12日 再生可能エネルギー視察ツアー 約15名参加 開催協力  
 12月1-2日 木質バイオマス人材育成研修 約20名参加 共同開催  
 2月1日 デンマークバイオマスセミナーin宮崎 開催協力

④ 新聞記事の掲載

資料3をご覧ください。

(ウ) バイオマス利用地域モデル推進事業

① 災害支援事業

震災直後には、物資支援やボランティアによる解体撤去作業を実施しました。その後は、阿蘇市災害ボランティア連絡会議の事務局として、災害支援活動の中間支援業務を実施しました。災害支援金をいただいたことから、これまでの1年間の活動報告の場として、平成29年4月1日に、阿蘇復興シンポジウムを阿蘇市にて開催しました。



シンポジウムの様子

復興ツアーの様子

② バイオマスタウン具体化事業

これまで阿蘇市役所とバイオマスタウンの具体化に向けて協議を重ねてきましたが、地震災害の対応により、自治体の業務が多忙となったため、バイオマスタウン構想の具体化については保留せざるを得ませんでした。一方で、東海大学農学部の阿部教授の尽力により、阿蘇市内でメタン発酵消化液の施肥をした大麦畑の収量調査については、無事実施することができ、学会発表していただくことができました。

バイオマスタウン構想では想定しておりませんでした。地震災害によって発生した災害木くずの処理について、阿蘇市内の民間企業の委託により、木くずの破碎とバイオマス発電利用について、コンサルタント・コーディネート業務を行いました。

③ 九州薪・木質ペレット活用協議会（KFWA）

KFWAでは、下記の項目について事業を実施しました。

- ・ストーブの展示会・人材育成研修会の開催
- ・総会やセミナー等の開催に合わせて木質バイオマス利用施設見学会の開催
- ・暖談の会などの薪ストーブユーザー向けの間伐体験・薪づくりワークショップの開催



12月1-2日に開催した木質バイオマス熱利用人材育成研修



暖談の会での伐木見学



林業の安全講習

④ 阿蘇市木の駅プロジェクトの推進

これまでKBFで進めてきた波野地域における「木の駅プロジェクト（地域通貨を活用した間伐材・未利用材の買取と薪の生産販売事業）」について、ボランティアツーリズムと並行して仕組みづくりを進めていきました。地域通貨については、波野地域の物産館・ガソリンスタンド・宿泊研修施設で利用できるようにしました。ボランティアクーポンに関しては、阿蘇市内の温泉・飲食店など24施設で利用できるようになりました。

木の受け入れに関しては、阿蘇森林組合が管理しているトラックスケールの利用許可を頂き、間伐材等を受け入れる体制が整いました。

⑤ 草本系バイオマスの活用（オペレーター組合事務局業務）

KBFが設立当初から取り組んできた阿蘇地域の草本系バイオマスの活用については、平成17～21年度にNEDOのエネルギー化実験事業を実施して以降は、堆肥・資材用などのマテリアル利用を中心に進めてきました。平成25年度以降は、草原再生OP組合の事業として野草の生産・販売を進め、KBFはその事務局として支援を行ってきました。平成22年から野草の販売を開始して以降、7年連続野草の販売売上を伸ばしており、特に昨年度（H28年度）は、野草から善玉菌が発見されたという新聞報道もあったことから、堆肥・マルチ用の野草の販売を伸ばしています。それに伴って、未利用地となっていた草原の採草利用も拡大しており、NEDOの実験事業として最も採草面積を拡大できた平成19年度の150haに迫ってきています。現在は、未利用地の確保に苦勞している状況であり、これまでKBFで取り組んできた未利用バイオマスとしての草本系バイオマスの有効活用は、成果として見える形になってきました。

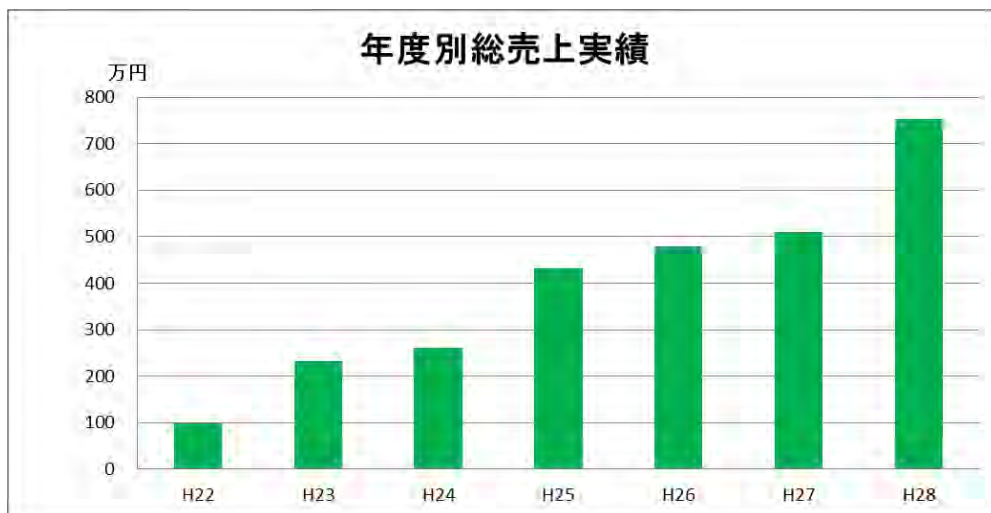


図 野草の年度別売上の推移



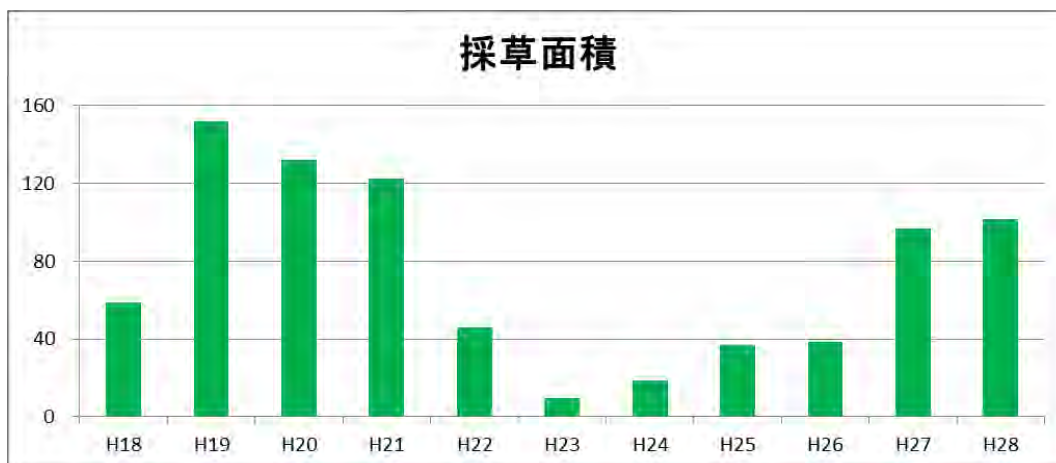


図 阿蘇の草原の採草面積の推移

(エ) 出前講座および講師派遣事業

① 講師派遣事業

- 8月26日 再エネコンシェルジュ事業・長崎市
- 9月14日 再エネコンシェルジュ事業・福岡市
- 10月21日 (一社)福岡県建設業協会
- 11月28日 再エネコンシェルジュ事業・鹿児島市
- 11月25日 上勝町(徳島大学上勝学舎)
- 12月11日 九州市民フォーラム
- 12月12日 再エネコンシェルジュ事業・福岡市
- 1月23日 再エネコンシェルジュ事業・佐伯市
- 1月24日 再エネコンシェルジュ事業・臼杵市
- 1月26日 再エネコンシェルジュ事業・熊本市
- 2月1日 再エネコンシェルジュ事業・宮崎市
- 2月7日 再エネコンシェルジュ事業・福岡市
- 2月20日 再エネコンシェルジュ事業・那覇市

② 出前講座(環境教育)

平成28年度は、環境省・草原学習館等の協力により、体験型草原環境学習事業として下記のとおり実施しました。

学校名	学年	人数	内容
KBFでの実施校			
山田小学校	6年	9名	卒業証書
関係団体と連携した学校			
阿蘇小学校	6年	46名	卒業証書
阿蘇西小学校	6年	30名	記念品
	計	85名	



山田小学校

(オ) その他の事業（収益事業）

① 書籍販売

バイオマスに関連する書籍や熊本地震の被災状況の写真集をセミナー・シンポジウム会場で販売しました。売上は約 86 千円でした。

② 灰の販売

草本系バイオマスの燃焼灰を販売しました。売上は約 56 万円でした。

③ トイレットペーパーの販売

阿蘇市内の観光施設を中心に、トイレットペーパーを販売しました。売上は約 70 万円でした。

④ 野草紙製品の販売

環境教育を支援する物品販売事業として位置づけ、名刺・ハガキ・賞状などの野草紙製品の製造販売を行いました。売上は約 32 万円でした。

⑤ 薪の生産・販売

当初から予測されていましたが、熊本地震により薪を自給できない方が増加したことや、薪販売店も被災したため、KBFの薪の売上は増加し、約 925 万円となりました。KBFでも在庫不足が発生したため、協力企業・団体から薪の仕入れを行いました。

- 補助事業によりウッドバッグを整備することで、省力化と薪の品質向上の両立を図ることができました。
- 薪アートコンテストについては、再開・実施できませんでした。



## (カ) 平成 28 年度決算報告

## ① 活動計算書（特定非営利活動およびその他の事業）

科目	金額（単位：円）		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
KBF会費収入	496,400		496,400
薪協議会会費収入	401,000		401,000
2 受取寄附金	3,310,819		3,310,819
3 受取助成金等			
補助金収入	3,871,000		3,871,000
4 事業収益			
事業収入	2,995,467	12,510,790	15,506,257
委託事業収入	7,212,000	405,560	7,617,560
5 その他収益			
受取手数料			0
受取利息	59		59
雑収入	28,266	910	29,176
経常収益計	18,315,011	12,917,260	31,232,271
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,620,989	3,296,382	11,917,371
法定福利費	841,889	238,974	1,080,863
人件費計	9,462,878	3,535,356	12,998,234
(2) その他経費			
売上原価	534,329	7,051,321	7,585,650
謝金	122,000	0	122,000
福利厚生費	61,916	739	62,655
通信運搬費	726,877	12,018	738,895
光熱水費	131,567	14,639	146,206
旅費交通費	779,504	122,452	901,956
広告宣伝費	203,292	23,625	226,917
渉外費	153,148	6,706	159,854
会議費	3,752	0	3,752
消耗品費	777,015	122,734	899,749
図書資料費	26,788	301	27,089
印刷製本費	163,271	0	163,271
賃借料	3,390,880	90,030	3,480,910
業務委託費	359,437	472,711	832,148
車両費	75,850	170,106	245,956
車両燃料費	209,371	341,955	551,326
保険料	95,305	81,753	177,058
租税公課	195,072	21,600	216,672
諸会費	98,435	25,117	123,552
慶弔費	0	648	648
支払手数料	43,416	170,724	214,140
減価償却費	449,158	0	449,158
支払利息	93,782	0	93,782
その他経費計	8,694,165	8,729,179	17,423,344
事業費計	18,157,043	12,264,535	30,421,578

2	管理費				
	(1)	人件費			
		給料手当	556,793		556,793
		法定福利費	473,563		473,563
		人件費計	1,030,356	0	1,030,356
	(2)	その他経費			
		謝金	0		0
		福利厚生費	4,643		4,643
		通信運搬費	54,516		54,516
		光熱水費	9,869		9,869
		旅費交通費	2,657		2,657
		広告宣伝費	0		0
		渉外費	6,980		6,980
		会議費	7,201		7,201
		消耗品費	7,615		7,615
		図書資料費	1,891		1,891
		印刷製本費	0		0
		賃借料	89,053		89,053
		業務委託費	11,097		11,097
		車両費	4,960		4,960
		車両燃料費	3,060		3,060
		保険料	5,732		5,732
		租税公課	758,834		758,834
		諸会費	7,008		7,008
		慶弔費	7,160		7,160
		支払手数料	3,229		3,229
		減価償却費	49,907		49,907
		支払利息	118,422		118,422
		その他経費計	1,153,834	0	1,153,834
		管理費計	2,184,190	0	2,184,190
		経常費用計	20,341,233	12,264,535	32,605,768
		当期経常増減額	-2,026,222	652,725	-1,373,497
III		経常外収益			
	1	過年度損益修正益			0
		経常外収益計	0	0	0
IV		経常外費用			
	1	過年度損益修正損			0
		経常外費用計		0	
		経理区分振替額	651,815	-651,815	0
		当期正味財産増減額	-1,373,497	0	-1,373,497
		前期繰越正味財産額	2,330,123	0	2,330,123
		次期繰越正味財産額	956,626	0	956,626

② 活動計算書の注記

1) 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

1-1) 固定資産の減価償却の方法

建物の減価償却は定額法、車両運搬具、機械装置、器具備品は定率法によっています。

1-2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

1-3) 借入金の増減内訳

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
疑似私募債	3,600,000	0	0	3,600,000

2) 固定資産の増減内訳

科目	期首取得額	取得	減少	期末取得額	減価償却累計額	期末帳簿価額
建物	1,725,737			1,725,737	1,213,017	512,720
機械装置	3,612,154			3,612,154	342,942	3,269,212
車両運搬具	598,500			598,500	236,691	361,809
器具及び備品	15,584,004			15,584,004	3,965,214	11,618,790
合計	21,520,395			21,520,395	5,757,864	15,762,531

3) 災害支援事業

平成28年4月16日未明に発生した熊本地震の本震に伴う災害支援事業を実施しました。特定非営利活動に係る事業として、事業費の内訳に計上しています。

4) 事業費の内訳

単位:円

科目	特定非営利活動に係る事業				小計	その他の事業				小計	合計
	広報啓発事業	バイオマス利用地域モデル推進事業	出前講座および専門家派遣事業	災害支援事業		バイオマス利用に関する書籍・資料・ソフトウェア・データ等の販売	ベストストアやバイオマスプラント製品などのバイオマス関連製品の販売	薪・ペレット・草などのバイオマスの生産・販売・流通事業	その他左記の事業に付随する事業		
(1) 人件費											
給料手当	18,561	5,874,152	1,039,345	1,688,931	8,620,989	0	0	3,249,982	46,400	3,296,382	11,917,371
法定福利費		841,889			841,889	0	0	238,974	0	238,974	1,080,863
人件費計	18,561	6,716,041	1,039,345	1,688,931	9,462,878	0	0	3,488,956	46,400	3,535,356	12,998,234
(2) その他経費											
売上原価	0	460,213	0	74,116	534,329	88,277	0	6,431,802	531,242	7,051,321	7,585,650
謝金	0	122,000	0	0	122,000	0	0	0	0	0	122,000
福利厚生費	134	36,948	1,482	23,352	61,916	0	0	403	336	739	62,655
通信運搬費	1,580	433,756	17,379	274,162	726,877	0	0	8,065	3,953	12,018	738,895
光熱水費	285	78,510	3,148	49,624	131,567	0	0	13,925	714	14,639	146,206
旅費交通費	375	501,553	220,523	57,053	779,504	0	0	122,259	193	122,452	901,956
広告宣伝費	0	66,132	0	137,160	203,292	0	0	23,625	0	23,625	226,917
渉外費	4,047	70,324	7,531	71,246	153,148	0	0	3,590	3,116	6,706	159,854
会議費	0	2,920	0	832	3,752	0	0	0	0	0	3,752
消耗品費	220	469,209	2,430	305,156	777,015	0	0	122,182	552	122,734	899,749
図書資料費	55	15,043	603	11,087	26,788	0	0	164	137	301	27,089
印刷製本費	0	1,211	0	162,060	163,271	0	0	0	0	0	163,271
賃借料	3,579	798,507	28,399	2,560,395	3,390,880	0	0	83,574	6,456	90,030	3,480,910
業務委託費	325	222,475	3,536	133,101	359,437	0	0	471,906	805	472,711	832,148
車両費	144	39,462	1,582	34,662	75,850	0	0	169,746	360	170,106	245,956
車両燃料費	80	30,791	3,242	175,258	209,371	0	0	341,754	201	341,955	551,326
保険料	166	52,285	1,827	41,027	95,305	0	0	81,338	415	81,753	177,058
租税公課	0	195,072	0	0	195,072	0	0	21,600	0	21,600	216,672
諸会費	203	55,757	2,234	40,241	98,435	0	0	24,609	508	25,117	123,552
慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	324	324	648	648
支払手数料	406	26,778	926	15,306	43,416	864	0	166,410	3,450	170,724	214,140
減価償却費	0	449,158	0	0	449,158	0	0	0	0	0	449,158
支払利息	0	93,782	0	0	93,782	0	0	0	0	0	93,782
その他経費計	11,599	4,221,886	294,842	4,165,838	8,694,165	89,141	0	8,087,276	552,762	8,729,179	17,423,344
合計	30,160	10,937,927	1,334,187	5,854,769	18,157,043	89,141	0	11,576,232	599,162	12,264,535	30,421,578

③ 貸借対照表（法人全体：特定非営利活動およびその他の事業）

特定非営利活動およびその他の事業に係る事業会計貸借対照表

平成29年3月31日 現在

NPO法人九州バイオマスフォーラム

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
（現金・預金）		未 払 金	4,762,175
現 金	165,558	前 受 金	3,010,500
小口 現金	16,618	預 り 金	73,193
普通 預金	1,219,000	未払法人税等	71,000
現金・預金 計	1,401,176	未払消費税等	879,600
（売上債権）		流動負債 計	8,796,468
売 掛 金	470,053	<b>【固定負債】</b>	
未 収 金	989,060	擬似私募債	3,600,000
売上債権 計	1,459,113	長期借入金	2,526,000
（棚卸資産）		固定負債 計	6,126,000
棚卸 資産	951,726	<b>負債の部合計</b>	<b>14,922,468</b>
棚卸資産 計	951,726	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
・（その他流動資産）		<b>【正味財産】</b>	
仮 払 金	132,289	正味 財産	956,626
・（その他流動資産） 合計	132,289	（うち当期正味財産増加額）	△ 1,373,497
流動資産合計	3,944,304	正味財産 計	956,626
<b>【固定資産】</b>		<b>正味財産の部合計</b>	<b>956,626</b>
（有形固定資産）			
建 物	512,720		
車両運搬具	361,809		
機械及び装置	3,269,212		
什器 備品	7,475,049		
有形固定資産 計	11,618,790		
（投資その他の資産）			
敷 金	316,000		
投資その他の資産 計	316,000		
固定資産合計	11,934,790		
<b>資産の部合計</b>	<b>15,879,094</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>15,879,094</b>

## ④ 財産目録（法人全体：特定非営利活動およびその他の事業）

特定非営利活動およびその他の事業に係る事業会計財産目録

平成29年3月31日 現在

NPO法人九州バイオマスフォーラム

(単位：円)

		《資産の部》	
<b>【流動資産】</b>			
(現金・預金)			
現金		165,558	
小口現金		16,618	
普通預金		1,219,000	
現金・預金計		<u>1,401,176</u>	
(売上債権)			
売掛金		470,053	
未収金		989,060	
売上債権計		<u>1,459,113</u>	
(棚卸資産)			
棚卸資産		951,726	
棚卸資産計		<u>951,726</u>	
(その他流動資産)			
仮払金		132,289	
(その他流動資産) 合計		<u>132,289</u>	
流動資産合計			<u>3,944,304</u>
<b>【固定資産】</b>			
(有形固定資産)			
建物		512,720	
車両運搬具		361,809	
機械及び装置		3,269,212	
什器備品		7,475,049	
有形固定資産計		<u>11,618,790</u>	
(投資その他の資産)			
敷金		316,000	
投資その他の資産計		<u>316,000</u>	
固定資産合計			<u>11,934,790</u>
資産の部 合計			<u>15,879,094</u>
《負債の部》			
<b>【流動負債】</b>			
未払金		4,762,175	
前受金		3,010,500	
預り金		73,193	
未払法人税等		71,000	
未払消費税等		879,600	
流動負債計		<u>8,796,468</u>	
<b>【固定負債】</b>			
擬似私募債		3,600,000	
長期借入金		2,526,000	
固定負債計		<u>6,126,000</u>	
負債の部 合計			<u>14,922,468</u>
正味財産			<u>956,626</u>

(6) 監査報告

下記の監査報告書をご覧ください。内容については宮本監事よりご報告いただきます。


監査報告書

特定非営利活動法人  
九州バイオマスフォーラム理事会 御中

平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度における特定非営利活動法人九州バイオマスフォーラムの事業報告書、活動計算書、貸借対照表その他の関係書類の監査を行った結果、適正かつ公正な業務執行および会計処理を行っていることを報告致します。

平成 29 年 6 月 17 日  
特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム

監事

宮本 孝志 



## 第二号議案 平成 29 年度事業計画及び活動予算案決定の件

### (1) 平成 29 年度の活動方針

#### <全体方針>

事業方針としては、KBF の活動拠点である阿蘇地域が、熊本地震による復興の途上であることから、引き続き復興支援活動に取り組んでいきます。また、バイオマスの活用を通じて、熊本県の復興につながる事業を展開・支援していきます。

一方で、これまでの課題である NPO 法人としての基盤強化のための組織体制づくりとして、ボランティアや会員・理事が活動に参加しやすい体制づくりを進めるとともに、財政基盤の強化として収益事業の強化にも引き続き取り組んでいきます。また、コンサルティングや専門家派遣を通じて、法人会員などの企業との連携強化も進めていきます。

- ボランティア会員の募集
- セミナーや講師派遣を通じたバイオマスの普及啓発活動
- 熊本県の復興につながる自治体・企業の事業コンサルティング
- 阿蘇市におけるバイオマス利活用の仕組みづくり
- 災害復興支援活動の継続（中間支援）
- 薪製造販売事業の製造施設拡張の検討

#### <個別事業>

##### ① 広報啓発事業

バイオマスや再生可能エネルギーを活用することで、復興支援につながるようなセミナーやイベント等を通じて、バイオマスに関する情報発信を進めます。

##### ② 地域モデル推進事業

昨年度に引き続き、NPO・NGO・関連団体をネットワークで結びながら、中間支援団体として復興支援活動を進めていきます。また、阿蘇地域や熊本県内にあるバイオマスを活用することで、ローカルシンクタンク・DOタンクとして、バイオマス利活用に向けた調査や仕組みづくり・事業の具体化を進めます。

##### ③ 出前講座および専門家派遣事業

出前講座については、関係団体と協力しながら環境教育を実施していきます。専門家派遣事業については、再エネコンシェルジュ事業や企業へのコンサルタント事業を通じて、バイオマス利活用の仕組みづくりを進めていきます。

##### ④ 収益事業

薪の販売事業を中心に引き続き事業を発展・継続していきます。

(2) 平成 29 年度事業概要

① 特定非営利活動に係る事業 (H29 年 4 月 1 日～H30 年 3 月 31 日)

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象 者の範囲 及び人数	支出額 (千円)
広報・啓発 事業	(1)ニュースレターの発行 100 通×3 回	随時	—	1	200 人	20
	(2)インターネットによる情報発信	随時	—	1	不特定 多数	10
	(3)視察・見学の受け入れ	随時	阿蘇市	1	200 人	5
	(4)セミナー・展示会・視察ツアー開催	3 回	九州内	1	不特定 多数	300
バイオマ ス利用地 域モデル 推進事業	(1)阿蘇市バイオマス利活用事業	7～ 3 月	阿蘇市	2	不特定 多数	8000
	(2)九州薪・木質ペレット活用協議会	通年	九州内	2	不特定 多数	2500
	(3)野草資源小委員会事務局運営	年 4 回	阿蘇市	1	17	10
	(4)モザンビーク 技術支援事業	随時	モザンビ ーク	2	不特定 多数	—
出前講座 および専 門家派遣 事業	(1)各種イベント・セミナー等への講師 の派遣・コーディネート	通年	全国	1	不特定 多数	1200
	(2)出前講座 野草紙等、体験型環境学習の実施	通年	阿蘇郡	2	200 人	90
災害支援 事業	熊本地震による被災者の支援活動と 産業復興支援活動	4 月～ 3 月	阿蘇郡内	5	不特定 多数	3000

② その他の事業(H29 年 4 月 1 日～H30 年 3 月 31 日)

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象 者の範囲 及び人数	支出額 (千円)
その他の 事業	(1)バイオマス利用に関する書籍・資料・ソ フトウェア・データ等の販売	随時	セミナー 会場等	1	20	9,000
	(2)ペレットストーブやバイオマスプラスチック製品 などのバイオマス関連製品の販売	随時	九州内	1	—	
	(3)薪・ペレット・草などのバイオマスの生 産・販売・流通事業	随時	九州内	2	370	
	(4)その他の上記の事業に付随する 事業	随時	九州内	1	不特定多数	

(3) 広報啓発事業

① 会報・インターネットによる情報発信

フェイスブックやホームページから、リアルタイムに KBF の支援活動やバイオマスに関するイベント・ニュースについて、情報発信していきます。

② 視察・見学・研修生の受け入れ

平成 29 年度も、バイオマスの普及啓発の一環として、一般・学生の視察を受け入れるほか、職場体験など地元学校の学生を受け入れることで、バイオマスの普及啓発や環境教育、薪の生産販売など、バイオマス利用の実践を学ぶ場を提供します。

③ セミナー・展示会・視察ツアーの開催

九州薪・木質ペレット活用協議会を中心に、薪・木質ペレットに関するセミナー・展示会を実施します。薪・ペレットストーブの展示、薪割り体験やセミナーを開催するほか、木質バイオマスの人材育成を目的とした視察研修会を開催します

(4) バイオマス利用地域モデル推進事業

① バイオマスタウン具体化事業

平成17年度から平成22年度までNEDOの実験事業として実施してきた草本系バイオマスのガス化発電設備については、平成23年度以降稼働を停止しています。既存のガス化発電設備をバイオマスボイラーに転換することで事業採算性を改善し、再稼働できる可能性が出てきたことから、阿蘇市と連携して調査予算を確保し、草本系バイオマスの利活用システムの再構築について検討を進めていきます。また、バイオマスタウン構想の具体化に向けて、阿蘇市や地域の事業者と一緒に調査・検討を進めていきます。

② 九州薪・木質ペレット活用協議会（KFWA）

KFWAでは、これまでと同様に下記の項目について実施していきます。

- ・ストーブの展示会・セミナーの開催
- ・総会やセミナー等の開催に合わせて木質バイオマス利用施設見学会の開催
- ・暖談の会などの薪ストーブユーザー向けの間伐体験・薪づくりワークショップの開催

③ 阿蘇市木の駅プロジェクトの推進

これまでKBFで進めてきた波野地域における「木の駅プロジェクト（地域通貨を活用した間伐材・未利用材の買取と薪の生産販売事業）」について、ボランティアツーリズムと並行して仕組みづくりを進めていきます。また、集めた木材は薪に活用するほか、木質バイオマス発電やバイオマスボイラーの燃料として活用する方法を検討していきます。

④ 災害支援事業

熊本地震による災害支援事業として短期的には、被災者のニーズに合った支援（物資支援やがれき処理）を進めていきます。中長期的には「木の駅」をモデルにした農業・林業ボランティアに温泉や観光を楽しめるクーポンを発行することで、観光業の振興につなげるボランティアツーリズムを推進します。復興後には、木の駅とリンクさせることで、バイオマスの活用と地域活性化の両立を目指します。

(5) 出前講座および専門家派遣事業

① 講師派遣事業

- ・自治体や他団体からの要請に応じて、セミナーやシンポジウムに講師を派遣します。昨年度と同様に、再エネコンシェルジュ事業に協力を予定しています。

② 出前講座(環境教育)の発展

これまでの、草原のススキから野草紙をつくるプロジェクトが地元に着しています。関係機関と連携を取りながら、前年度と同様の規模で実施を予定しております。

(6) その他の事業

① 書籍販売

バイオマスに関連する書籍をセミナー・シンポジウム会場で販売することで、KBFの運営資金に充てる予定です。

② 灰の販売

木質バイオマスボイラーの燃焼灰の商品化について検討し、販売できる体制を整えていきます。

③ トイレトペーパーの販売

阿蘇市内の観光施設を中心に、トイレトペーパーを販売し、その収益を草原環境学習の財源として活用していきます。

④ 野草紙製品の販売

環境教育を支援する物品販売事業として位置づけ、名刺・ハガキ・賞状などの野草紙製品の製造販売を行います。

⑤ 薪の生産・販売

KBFの収益事業の柱として、薪生産の効率化・コストダウンと品質(特に乾燥)の安定化の両立を図りながら、薪の生産・販売を行います。ウッドバッグを使って、省力化と薪の品質向上の両立を図ります。また、以下の方針をもとに、生産と販路拡大に取り組みます。

- ・ 木の駅プロジェクトを進めながら、薪の原木の安定確保を目指していきます。
- ・ 薪アートコンテストについては、地震によって中断しておりましたが、再開に向けて関係者と協議しながら、薪や火のある暮らしに親しみを持っていただくような広報活動を進めます。
- ・ 薪の製造場所が、原木の保管・薪の乾燥に必要なスペースがひっ迫しており、今後の事業拡大を考えた場合に手狭になっているため、用地取得と銀行や金融公庫からの借り入れを含めた資金調達について、検討を進めていきます。次年度の総会に間に合うように、事業計画を策定する予定です。

## (7) 平成 29 年度活動予算

科目	金額 (単位:円)					
	特定非営利活動に係る事業		その他の事業		合計	
	前年度決算	今年度予算	前年度決算	今年度予算	前年度決算	今年度予算
I 経常収益						
1 受取会費						
KBF会費収入	496,400	500,000			496,400	500,000
KFWA会費収入	401,000	500,000			401,000	500,000
2 受取寄附金	3,310,819	1,130,000			3,310,819	1,130,000
3 受取助成金等					0	0
補助金収入	3,871,000	4,490,000			3,871,000	4,490,000
4 事業収益					0	0
事業収入	2,995,467	150,000	12,510,790	12,460,000	15,506,257	12,610,000
委託事業収入	7,212,000	11,600,000	405,560	150,000	7,617,560	11,750,000
5 その他収益					0	0
受取手数料					0	0
受取利息	59	60			59	60
雑収入	28,266	20,000	910	1,000	29,176	21,000
経常収益計	18,315,011	18,390,060	12,917,260	12,611,000	31,232,271	31,001,060
II 経常費用					0	0
1 事業費					0	0
(1) 人件費					0	0
給料手当	8,620,989	9,000,000	3,296,382	3,400,000	11,917,371	12,400,000
法定福利費	841,889	900,000	238,974	250,000	1,080,863	1,150,000
人件費計	9,462,878	9,900,000	3,535,356	3,650,000	12,998,234	13,550,000
(2) その他経費					0	0
売上原価	534,329	550,000	7,051,321	6,500,000	7,585,650	7,050,000
謝金	122,000	200,000	0		122,000	200,000
福利厚生費	61,916	62,000	739	1,000	62,655	63,000
通信運搬費	726,877	720,000	12,018	20,000	738,895	740,000
光熱水費	131,567	131,000	14,639	15,000	146,206	146,000
旅費交通費	779,504	780,000	122,452	123,000	901,956	903,000
広告宣伝費	203,292	100,000	23,625	24,000	226,917	124,000
渉外費	153,148	150,000	6,706	7,000	159,854	157,000
会議費	3,752	5,000	0	2,000	3,752	7,000
消耗品費	777,015	700,000	122,734	140,000	899,749	840,000
図書資料費	26,788	30,000	301	5,000	27,089	35,000
印刷製本費	163,271	170,000	0	10,000	163,271	180,000
賃借料	3,390,880	1,630,000	90,030	100,000	3,480,910	1,730,000
業務委託費	359,437	360,000	472,711	450,000	832,148	810,000
車両費	75,850	80,000	170,106	180,000	245,956	260,000
車両燃料費	209,371	210,000	341,955	350,000	551,326	560,000
保険料	95,305	95,000	81,753	82,000	177,058	177,000
租税公課	195,072	200,000	21,600	22,000	216,672	222,000
諸会費	98,435	100,000	25,117	26,000	123,552	126,000
慶弔費	0	10,000	648	10,000	648	20,000
支払手数料	43,416	44,000	170,724	180,000	214,140	224,000
減価償却費	449,158	450,000	0	0	449,158	450,000
支払利息	93,782	94,000	0	0	93,782	94,000
その他経費計	8,694,165	6,871,000	8,729,179	8,247,000	17,423,344	15,118,000
事業費計	18,157,043	16,771,000	12,264,535	11,897,000	30,421,578	28,668,000

2	管理費						0	0
	(1)	人件費					0	0
		給料手当	556,793	560,000			556,793	560,000
		法定福利費	473,563	500,000			473,563	500,000
		人件費計	1,030,356	1,060,000	0	0	1,030,356	1,060,000
	(2)	その他経費					0	0
		謝金	0				0	0
		福利厚生費	4,643	5,000			4,643	5,000
		通信運搬費	54,516	55,000			54,516	55,000
		光熱水費	9,869	100,000			9,869	100,000
		旅費交通費	2,657	3,000			2,657	3,000
		広告宣伝費	0	5,000			0	5,000
		渉外費	6,980	10,000			6,980	10,000
		会議費	7,201	8,000			7,201	8,000
		消耗品費	7,615	8,000			7,615	8,000
		図書資料費	1,891	2,000			1,891	2,000
		印刷製本費	0	2,000			0	2,000
		賃借料	89,053	90,000			89,053	90,000
		業務委託費	11,097	12,000			11,097	12,000
		車両費	4,960	5,000			4,960	5,000
		車両燃料費	3,060	4,000			3,060	4,000
		保険料	5,732	6,000			5,732	6,000
		租税公課	758,834	760,000			758,834	760,000
		諸会費	7,008	8,000			7,008	8,000
		慶弔費	7,160	10,000			7,160	10,000
		支払手数料	3,229	4,000			3,229	4,000
		減価償却費	49,907	50,000			49,907	50,000
		支払利息	118,422	120,000			118,422	120,000
		その他経費計	1,153,834	1,267,000	0	0	1,153,834	1,267,000
		管理費計	2,184,190	2,327,000	0	0	2,184,190	2,327,000
		経常費用計	20,341,233	19,098,000	12,264,535	11,897,000	32,605,768	30,995,000
		当期経常増減額	-2,026,222	-707,940	652,725	714,000	-1,373,497	6,060
III	経常外収益						0	0
	1 過年度損益修正益						0	0
	経常外収益計		0	0	0	0	0	0
IV	経常外費用						0	0
	1 過年度損益修正損						0	0
	経常外費用計				0		0	0
	経理区分振替額		651,815	714,000	-651,815	-714,000	0	0
	当期正味財産増減額		-1,373,497	6,060	0	0	-1,373,497	6,060
	前期繰越正味財産額		2,330,123	956,626	0	0	2,330,123	956,626
	次期繰越正味財産額		956,626	962,686	0	0	956,626	962,686

### 第三号議案 定款変更の件

平成28年6月1日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、同月7日に公布されました。それに伴って、定款の記載を一部変更する必要が生じました。また、会員の種別について、学生ボランティアとしていたところを、学生に限らず広くボランティア会員を募集するため、学生の文言を削除しました。また、委任状の提出については、電子メール等での提出を可能にするため、電磁気的手法を追記しました。

資料2に定款変更案と変更箇所（対照表）をお示ししますので、変更内容についてご確認ください。また、今後の定款変更手続きの過程において、熊本県のNPO窓口であるパレアとの協議により軽微な変更があることについて、事務局に一任していただくことについてもご承認願います。

### 第四号議案 借入金最高限度額決定の件

平成29年度の事業費は、約3100万円を予定しております。その運転資金として、1550万円(事業規模の約半分)を上限として、銀行等の金融機関から借り入れることについて、ご承認願います。

### 第五号議案 その他（意見交換）



月日	活動内容
7月24日	第13期KBF通常総会
7月25日	火の国阿蘇地域ブロック会議(中坊)
7月26日	D産業面談(中坊)
7月27日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
7月28日	青少年交流の家会議・K社・M社面談(中坊)
7月29日	草原再生幹事会・火の国会議(中坊)
7月31日	ヒアリング対応(中坊)
8月1日	長岡氏と協議・地域振興局と会議(中坊)
8月3日	草原環境学習打合せ・N社面談(中坊)
8月4日	小野副知事と面談(中坊)
8月5日	合田氏と面談(中坊)
8月8日	～11日東京出張(中坊)・・・薬師堂理事面談
8月9日	ジャパングビング、マイクライメイトジャパン、バイオマステクノロジー(中坊)
8月10日	フィランソロピー協会(中坊)
8月11日	N社面談(中坊)
8月12日	～15日お盆休み、阿蘇市ボランティア連絡会議(中坊)
8月13日	K社面談(中坊)
8月17日	Y社面談(中坊)
8月19日	T社面談(中坊)
8月22日	波野現場テント移動補助(森本・吉田)
8月25日	ジャパングビング協議、阿蘇市ボランティア連絡会議(中坊)
8月28日	コミュニティ財団可児氏面談(中坊)
8月29日	長崎市出張(中坊)
8月30日	日田市出張(中坊)
8月31日	チップ打合せ・米川氏面談・世界農業遺産推進協会と協議(中坊)
9月2日	理事会(中坊)
9月3日	～4日 KFWA協議会(中坊)
9月4日	兵庫県で講演(中坊)
9月6日	～9日 阿蘇中学校職場体験2名、マルマテクニカ(中坊)
9月7日	阿蘇市長と面談、I林業訪問(中坊)
9月8日	牛乳パックビーター処理(学生2名・吉田・森本)、キャビラー・阿蘇市社協・WG(中坊)
9月9日	JEN二村・N社(中坊)
9月10日	山田区長・古賀氏(中坊)
9月12日	メッツ石原氏打合せ(中坊)
9月13日	草原環境学習小委員会(中坊)、野草資源小委員会(中坊・吉田)
9月14日	福岡出張
9月15日	野草ストックヤード現地確認in永草・草原再生協議会幹事会(中坊)
9月16日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議・リナジェン・Y牧場・環境(中坊)
9月17日	暖談の会(中坊・森永・森本・中坊父)
9月20日	N社会議・ドコモ・法務局(中坊)、OP組合打合せ(吉田)
9月23日	小木氏面談(中坊)
9月24日	古賀氏面談(中坊)
9月26日	阿蘇保健所・阿蘇市災害ボランティア連絡会議交流会(中坊)
9月27日	山部氏お礼・市役所会議・阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
9月29日	H社・薪視察(中坊)
9月30日	倉庫について協議(S社)(中坊)
10月1日	松村理事と面談・赤水区長(中坊)
10月2日	断層解説(中坊)
10月4日	火の国役員会(中坊)
10月6日	N社面談・阿蘇市(中坊)
10月7日	H社・K社・阿蘇市住環境課・保健所(中坊)
10月9日	～10日 林業機械展(中坊)
10月11日	H社(中坊)
10月12日	～13日 エコテクノ(中坊)
10月14日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
10月17日	J社視察アテンド(中坊)
10月18日	ユナイテッドアース・県庁農産園芸課・火の国作業部会(中坊)
10月20日	火の国未来づくり会議(中坊)
10月21日	福岡公演(中坊)
10月22日	～23日 鹿児島島木材まつり(中坊)
10月24日	火山博池辺所長面談(中坊)
10月26日	火の国実行委員会・ドコモ贈呈式(中坊)
10月28日	阿蘇YMCA面談(中坊)
10月29日	YMCA上通面談(中坊)
10月31日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
11月3日	Y牧場・大津理事・薬師堂理事協議(中坊)
11月5日	NAREC 板橋氏と面談(中坊)
11月9日	H社・阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
11月10日	阿蘇地域振興局(中坊)

11月11日	～12日 火の国全国研修会(中坊)、火の国研修会受付(吉田)
11月13日	火の国全体会(中坊)
11月14日	アゼリア灰処理ローダー作業(森永)
11月17日	平成28年年末調整説明会(藤田)
11月19日	暖談の会(中坊・森永・森本・中坊父)
11月20日	みんなの広場紙漉き出展(吉田)
11月21日	NAREC 板橋氏・九州農政局ヒアリング・阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
11月22日	OP組合と阿蘇市と協議(中坊)
11月25日	徳島で講演(中坊)
11月28日	鹿児島出張(中坊)
11月30日	火山博池辺所長、環境省森氏と面談(中坊)
12月1日	～2日 木質バイオマス研修(中坊)
12月5日	トヨタレンタリース手続き(中坊)
12月6日	阿蘇森林組合と協議(中坊)
12月7日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
12月10日	～11日 九州市民フォーラム(中坊)
12月12日	再エネコンシェルジュ福岡(中坊)
12月13日	阿蘇中央高校懇談会(中坊)
12月14日	地球温暖化対策推進会議・YMCA 懇親会(中坊)
12月17日	林業担い手協議会(中坊)
12月19日	山田小学校卒業証書紙漉き(吉田)
12月20日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
12月21日	草原学習小委員会WG(吉田)
12月22日	支援物資仕分け(中坊)
12月23日	仮設住宅物資配布(中坊)
12月27日	環境(中坊)
12月29日	～1/5 年末年始休業
1月2日	トイレトーパー配達(中坊)
1月6日	阿蘇森林組合協議
1月9日	理事会・新年会
1月10日	視察対応(中坊)
1月11日	市長と面談(林業関係者)、阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
1月12日	H社面談、NAREC板橋氏と打合せ、阿蘇青年会議所 新年賀詞交歓会(中坊)、和紙工房に原料引取(吉田)
1月13日	阿蘇中央高校青峰校舎 講演、OP組合新年会(中坊)
1月18日	バイオマス関係機関連絡会議資料提出(中坊)、火山博紙漉き@草原学習館(吉田)
1月19日	小川氏訪問、遠野団体ヒアリング(中坊)
1月20日	連絡調整会議、九州農政局 齊田氏(中坊)、阿蘇小学校卒業証書紙漉き(吉田)
1月23日	～24日大分出張(佐伯森林組合、佐伯市役所)(中坊)
1月24日	阿蘇西小紙漉き打合せ(吉田)
1月25日	九州地域バイオマス連絡会議@福岡(中坊)
1月26日	熊本市役所(中坊)
1月27日	草原環境学習ワーキング(中坊)
1月28日	木魂館セミナー講演(中坊)
1月30日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
1月31日	～2/1宮崎出張(宮崎バイオマス発電視察)(中坊)、阿蘇西小紙漉き(吉田)
2月1日	宮崎シンポジウム(中坊)
2月2日	ファンレックス井上氏面談、熊本地震被害の実態と災害廃棄物処理及び地球温暖化対策(中坊)
2月3日	草原再生協議会幹事会(中坊)
2月5日	ETICセミナー参加(中坊)
2月7日	再エネコンシェルジュ(福岡市)(中坊)
2月8日	大分灰研究会(中坊)
2月9日	野草資源小委員会、OP組合会議(中坊・吉田)
2月11日	K社新年会(中坊)
2月13日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
2月14日	宮田氏面談(中坊)
2月16日	草原環境学習小委員会(中坊)
2月17日	一本の木財団 面談(中坊)
2月20日	～21日沖縄出張(再エネコンシェルジュ)(中坊)
2月22日	火の国未来づくりネットワーク役員会(中坊)
2月23日	青少年交流の家 部会(中坊)
2月27日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
2月28日	熊本国際交流会館(中坊)
3月1日	農福連携セミナーin熊本市(中坊)
3月2日	農福連携セミナーin八代(中坊)
3月4日	村上氏と協議(中坊)
3月5日	農福連携セミナーin阿蘇市(中坊・吉田)
3月8日	阿蘇市役所、阿蘇広域行政事務組合消防本部(中坊)
3月9日	阿蘇火山博物館、草原再生協議会、阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)、尾ヶ石保育園現場確認(吉田)
3月10日	国立阿蘇青少年交流の家 運営委員会(中坊)、野草堆肥講演会(吉田)
3月13日	尾ヶ石保育園紙漉き(ハガキ)(吉田)、武田氏送別会(中坊)
3月15日	火山博物館(4/2の下見)(中坊)

3月16日	H社、阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
3月17日	【JPF・熊本支援事業】助成説明会(中坊)
3月18日	瀬井氏と面談(中坊)
3月20日	南阿蘇村役場(中坊)
3月24日	T電業 山内氏 面談(中坊)
3月27日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)、第28回阿蘇法人会一の宮支部通常総会(藤田)
3月29日	支え愛センター、S株式会社来訪(中坊)
3月30日	草原再生シールの会総会(中坊)
4月1日	阿蘇復興シンポジウム(中坊・吉田)
4月2日	阿蘇復興ツアー(中坊)
4月4日	阿蘇森林組合(中坊)
4月10日	松村理事と面談(中坊)
4月11日	S株式会社(中坊)
4月13日	森林多面的相談会(中坊)
4月15日	KIBOW熊本発表(中坊)
4月16日	竹辺氏ハウス農業支援(中坊)
4月17日	阿蘇市災害ボランティア連絡会議(中坊)
4月19日	K産廃協議、薬師堂氏と協議(中坊)
4月20日	OP組合長井手氏と打合せ、シラサギ電気 ファルコン(中坊)
4月21日	火の国未来づくりネットワーク役員会(中坊)
4月22日	チーム北九州 バーベキュー(中坊)
4月24日	I社と面談(中坊)
4月25日	草原再生OP役員会(中坊・吉田)
4月27日	JPF助成金ヒアリング(中坊)
5月15日	顧問税理士と協議(中坊・藤田)
5月16日	KFWA運営委員会(中坊)
5月17日	阿蘇市役所・熊本銀行(中坊)
5月20日	N社訪問
5月22日	阿蘇法人会平成29年度第30回通常総会(藤田)
5月23日	K造園・火の国会議:県庁(中坊)
5月24日	日本財団報告書作成(中坊)
5月25日	K社面談、小川氏・緒方氏・野口氏面談、草原学習運営委員会幹事会(中坊)
5月26日	草原環境学習WG(中坊)
5月31日	阿蘇市農政課面談、和紙工房面談(中坊)
6月1日	火の国未来づくりネットワーク・阿蘇市災害ボラ連絡会議の合同会議(中坊)
6月3日	火の国未来づくりネットワーク、益城現地視察・総会、N社訪問(中坊)
6月7日	阿蘇地域振興局打合せ(中坊・吉田)
6月8日	青木氏ライブ打合せ、JPFスカイプ会議(中坊)
6月9日	国立阿蘇青少年交流の家運営協議会(中坊)
6月10日	青木隆治氏復興支援ライブ
6月11日	N社面談(中坊)
6月13日	熊本大学イノベーションセミナー参加(中坊)、OP組合役員会
6月15日	阿蘇地域振興局・JAトマト部会協議
6月17日	会計・事業監査(中坊・宮本)
6月18日	林氏面談、火の国未来づくりネットワーク役員会(中坊)
6月19日	平成29年度労働保険年度更新申告書集合受付(藤田)
6月22日	阿蘇市農政課面談(中坊)
6月24日	KBF第14期通常総会

## 特定非営利活動法人九州バイオマスフォーラム定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人九州バイオマスフォーラムと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5816 に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、個人・農家・企業・団体・自治体等に対して、バイオマス利活用に関する広報・啓発活動を行い、各地に偏在している情報の集約とネットワーク形成を進めることによって民間の窓口機関としての役割を担うと同時に、バイオマス利用システムの構築とその事業性についての調査・研究活動を行うことによって、利用可能な生物資源を用いた循環型社会の形成を九州において実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業（バイオマス利用普及促進事業）
    - ① 広報啓発事業
      - ・ インターネットを活用した情報提供。
      - ・ シンポジウム・セミナー・イベント・展示会の企画・開催・運営。
      - ・ パンフレットや会報・各種資料の作成。
      - ・ 電話や電子メール等による相談窓口の開設。
      - ・ 見学会・研修会・ツアーの企画・運営。
      - ・ 他のNPO・NGO・企業・行政が主催するバイオマス関連事業のサポート。
    - ② バイオマス利用地域モデル推進事業
      - ・ 地域で発生する食品廃棄物等の有機性廃棄物リサイクルシステムの構築、あるいは食品廃棄物を利用した新商品・特産品の研究開発。
      - ・ バイオマス利用の事業化に向けたフィージビリティ調査・フィールドテスト調査。
      - ・ バイオマス 活用推進計画の策定支援業務。
      - ・ 地域住民、農家、企業への意識調査・ヒアリング調査。
      - ・ 個人、農家、企業、自治体等に対するバイオマス利用のための情報提供・コンサルティング事業。
    - ③ 出前講座および専門家派遣事業
      - ・ バイオマスに関する専門家・講師の派遣。
      - ・ バイオマスをテーマにした出前講座・環境教育の実施。
  - (2) その他の事業
    - ① バイオマス利用に関する書籍・資料・ソフトウェア・データ等の販売。
    - ② ペレットストーブやバイオマスプラスチック製品などのバイオマス関連製品の販売。
    - ③ 薪・チップ・ペレット・草などのバイオマス 関連製品の生産・販売・流通事業。
    - ④ その他上記の事業に付随する事業。
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、積極的に運営に携わる意思をもって入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を継続的に援助する意思のある個人及び団体。
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を積極的に援助する意思のある個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- (3) 顧問 1人以上5人以内
- (4) 運営委員 5人以上10人以内
- (5) 事務局長 1人

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は総会において会員の中から選任する。

- 2 理事のうちから理事長を互選する。また必要に応じて副理事長若干名、事務局長1名を互選することができる。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その運営を総括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 事務局長は、理事長の命を受けて事務局を代表し、この法人の業務及び事務を統括する。また、総会で承認を受けた借入金限度額の範囲内で、金融機関等からの借入および返済の手続きを行う。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

7 顧問は会の運営に対するアドバイスを行う。顧問は理事会の承認を受け、学識経験者、専門家の中から理事長が委嘱する。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算の承認



- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日



(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

**第6章 理事会**

(構成)

**第30条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第31条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第32条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁気的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) **第14条第6項**第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第33条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、**第32条**第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁気的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第34条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

**第35条** 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第36条** 理事会における議決事項は、**第33条**第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第37条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、委任状の提出により表決を委任することができる。委任状は、書面又は電磁気的方法をもって提出する。

3 前項の規定により表決した理事は、**第38条**第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

**第7章 運営委員会**

(運営委員会)

**第 39 条** 運営委員会は、理事会に提出する事業計画の原案の作成を行う。理事会において決定された事項に沿って、事業の具体化を行う。

- 2 運営委員は、会員の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 運営委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

**第 40 条** 事務局は、事務局長と事務局員で構成される。

- 2 事務局員の採用、罷免、その他採用に関する事項は理事長が定める。

## 第 9 章 専門委員会

**第 41 条** 専門委員会は、会員と理事長の委嘱を受けた専門家・学識経験者から構成される。

- 2 専門委員会は、事業の実施において運営委員会が必要と認めたときに設置できる。

## 第 10 章 資産及び会計

(資産の構成)

**第 42 条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる**収益**
- (5) 事業に伴う**収益**
- (6) その他の**収益**

(資産の区分)

**第 43 条** この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

**第 44 条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

**第 45 条** この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

**第 46 条** この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

**第 47 条** この法人の事業計画及びこれに伴う**活動予算**は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第 48 条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ**収益費用を講じる**ことができる。

- 2 前項の**収益費用**は、新たに成立した予算の**収益費用**とみなす。

(予算の追加及び更正)

**第 49 条** 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第 50 条** この法人の事業報告書、**活動計算書**、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第 51 条** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

**第 52 条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 11 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第 53 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 24 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

**第 54 条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
(残余財産の帰属)

**第 55 条** この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者から解散の総会で定める者に、譲渡するものとする。

(合併)

**第 56 条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

**第 57 条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 13 章 雑則

(細則)

**第 58 条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 木田建次  
理事 佐藤 誠  
同 山内康二  
同 栴田聖孝  
同 辻 正之  
同 坂元英俊  
同 松下 修  
同 薬師堂謙一  
同 梶原健次郎  
同 竹原隆樹  
同 中坊 真  
同 大津愛梨（旧姓 吉田）  
同 野上寛史  
監事 宮本孝志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 無料  
年会費 一口 12000円（但し、団体会員は原則として二口以上とする。）
- (2) 個人賛助会員 入会金 無料  
年会費 一口 3000円
- (3) 団体賛助会員 入会金 無料  
年会費 一口 20000円
- (4) 学生ボランティア会員 入会金・年会費 無料

7 この定款の変更は、2006年6月3日から施行する（第50条 第2項削除）。

8 この定款の変更は、2007年6月23日から施行する（第2条 変更）。

9 この定款の変更は、2008年6月8日から施行する（第2条 変更）。

10 この定款の変更は、2010年6月12日から施行する（第5条1項、第15条第3項 変更）。

11 この定款の変更は、2017年6月24日から施行する（第4条、第5条、第6条、第12条削除以降1条繰上げ、第14条、第15条第2項、第17条、第22条、第24条第3項、第27条第3項、第28条第2項、第29条、第29条第3項、第32条、第33条第3項、第37条第2項、第38条、第42条、第47条、第48条、第50条削除以降2条繰上げ、第50条、第53条、第54条第1項、第55条、変更）。

# 特定非営利活動法人九州バイオマスフォーラム 定款：新旧対照表

## 現 行

## 変更後

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) ～(6) 省略

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業（バイオマス利用普及促進事業）

① 広報啓発事業

・ インターネットのホームページやメーリングリスト、掲示板等を活用した情報提供。

・ 以下省略

② バイオマス利用地域モデル推進事業

・ 省略

・ 省略

・ バイオマスタウン構想やバイオマス利活用計画の策定支援業務。

・ 以下省略

③ 省略

(2) その他の事業

①～②省略

③ 薪・ペレット・草などのバイオマスの生産・販売・流通事業。

④ 省略

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第6条 省略

(1) ～ (2) 省略

(3) 学生ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を積極的に援助する意思のある高校生以上の学生またはそれに準ずる身分の個人。

(拠出金品の不返還)

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)～(6) 省略

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業（バイオマス利用普及促進事業）

① 広報啓発事業

・ インターネットを活用した情報提供。

・ 以下省略

② バイオマス利用地域モデル推進事業

・ 省略

・ 省略

・ バイオマス活用推進計画の策定支援業務。

・ 以下省略

③ 省略

(2) その他の事業

①～②省略

③ 薪・チップ・ペレット・草などのバイオマス関連製品の生産・販売・流通事業。

④ 省略

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第6条 省略

(1) ～ (2) 省略

(3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を積極的に援助する意思のある個人。

<削除>

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(職務)

第 15 条 理事長は、本会を代表し、その運営を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して本会の運営を行う。理事長に事故があるとき、あるいはその業務を行えないときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、理事長の命を受けて事務局を代表し、本会の業務及び事務を統括する。また、総会で承認を受けた借入金限度額の範囲内で、金融機関等からの借入および返済の手続きを行う。

4 理事は理事会を構成し、本会の運営について審議する。

5 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。また、次に掲げる職務を行う。

(1)～(5) 省略

6 顧問は会の運営に対するアドバイスを行う。顧問は理事会の承認を受け、学識経験者、専門家の中から理事長が委嘱する。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する

※旧 12 条削除のため以下の条文 1 条繰上げ

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その運営を総括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐して本会の運営を行う。理事長に事故があるとき、あるいはその業務を行えないときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 事務局長は、理事長の命を受けて事務局を代表し、この法人の業務及び事務を統括する。また、総会で承認を受けた借入金限度額の範囲内で、金融機関等からの借入および返済の手続きを行う。

5 理事は理事会を構成し、本会の運営について審議する。

6 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。また、次に掲げる職務を行う。

(1)～(5) 省略

7 顧問は会の運営に対するアドバイスを行う。顧問は理事会の承認を受け、学識経験者、専門家の中から理事長が委嘱する。

(任期等)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する



前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 省略

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)～(3) 省略
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6)～(7) 省略
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)～(10) 省略

(開催)

第24条

- 1～2(2) 省略
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 省略

前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 省略

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)～(3) 省略
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6)～(7) 省略
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)～(10) 省略

(開催)

第23条

- 1～2(2) 省略
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 省略

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条

- 1 省略
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 省略

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 省略

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 省略
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求が

(表決権等)

第28条

- 1 省略
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 省略

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 省略

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 省略
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもつ



あったとき。

- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 省略

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、委任状の提出により表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 省略

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 省略

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)～(5) 省略

2 省略

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるも

て招集の請求があったとき。

- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 省略

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、委任状の提出により表決を委任することができる。委任状は、書面又は電磁的方法をもって提出する。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 省略

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 省略

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)～(5) 省略

2 省略

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるも

のもって構成する。

- (1)～(3) 省略
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業計画及び予算)

**第 48 条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第 49 条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 50 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(事業報告及び決算)

**第 52 条** この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 省略

(定款の変更)

**第 55 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地  
(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

のもって構成する。

- (1)～(3) 省略
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(事業計画及び予算)

**第 47 条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第 48 条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

<削除>

※旧 50 条削除のため以下の条文 2 条繰上げ

(事業報告及び決算)

**第 50 条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 省略

(定款の変更)

**第 53 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)～(4) 省略
- (5) 破産
- (6) 省略

2～3 省略

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者から解散の総会で定める者に、譲渡するものとする。

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットで公開する。

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)～(4) 省略
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 省略

2～3 省略

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者から解散の総会で定める者に、譲渡するものとする。

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

阿蘇復興 活気と笑顔 呼び込もう

仮設の入居者に  
サンタが贈り物

ボランティアら訪問

阿蘇市などの官民団体でつくる同市災害ボランティア連絡会議が23日、熊本地震による仮設住宅の入居者らに日用品や食べ物をプレゼントした。応援に駆け付けた県外の大学生らがサンタクロースにふんし、入居者らは笑顔で受け取った。



(岡本幸浩)

それぞれタオルや座布団、お菓子、ミカンなどを配布。入居者らは「助かる」「うれしい」などと感謝していた。SNSで企画を知ったという佐賀女子短大(佐賀市)ボランティア部の学生4人は、サンタの格好で参加。岡本萌果さん(20)は「たくさん欲しいがる子どももいて、我慢していたのだなど感じた。募金活動などで支援していきたい」と笑顔で手渡していた。同会議の中坊真代表(44)は「被災者がボランティアとの交流を通して、少しでも元氣になれば」と話した。

助け合い精神 防災教育に

阿蘇市 地震1年の復興シンポ



阿蘇の復興策について討論する、行政や被災者の支援活動などに当たった団体の代表者ら＝1日、阿蘇市

熊本地震発生から1年を前に阿蘇地域における課題を共有し、復興の方向性を考えるシンポジウムが1日、阿蘇市内牧の阿蘇体育館であり、行政や支援団体の代表者らが意見を

交わした。阿蘇地域の17の官民団体でつくる同市災害ボランティア連絡会議が初めて企画。市民ら約60人が参加した。パネル討論では、地震後に激減した修学旅行の回復策を議論。支援団体の代表は「家屋倒壊による死者が阿蘇市から出なかつた要因は、地域の助け合い。その精神を防災教育につなげられないか」と提案した。登壇した小野泰輔副知事は「阿蘇の状況を県外の学校などに理解してもらい、交通事情の良い大分側からの誘導をアピールしてはどうか」と呼び掛けた。阿蘇広域消防本部による地震直後の救助の状況説明や、被災者支援に当たったNPO法人の活動報告もあった。2日は、地割れが起きた同市の農地などを巡るツアーを行う。(岡本幸浩)



# 熊本地震とH28年8月以降の活動報告

4月16日未明に発生した熊本地震の本震によって、KBFの活動拠点である阿蘇地域に大きな被害が発生しました。この地震直後から全国のNPOや企業から支援の申し出を頂きました。当団体としては何かできることをやろうと考え、日本全国から頂いた支援と地元ニーズのマッチングを始めました。以下は第13期通常総会以降の支援活動について報告します。

## 熊本地震について:

4月14日21時26分頃、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、最大震度7が観測されました。さらに、その28時間後の4月16日1時25分頃には、同じく熊本県熊本地方を震源とする、マグニチュード7.3の地震が発生し、再び最大震度7が観測されました。気象庁は同日、後者(16日未明)の地震が本震で、前者(14日)の地震は前震であったと考えられるとの見解を発表しました。また本震以降、熊本県阿蘇地方及び大分県においても規模の大きな地震が相次いで発生しました。

## 1. 阿蘇市災害ボランティア連絡会議の開催

当初は阿蘇市内で様々な団体がバラバラに活動していたため、連携を進めて効率的に支援活動を行うために、阿蘇市災害ボランティア連絡会議を5月初旬に設立しました。KBFは、その事務局として運営を継続しています。当初は毎週1回開催して情報共有を図りました。8月からは月2回、H29年4月以降は月1回の頻度で会議を開催することで、効率的に復興支援を進めるための情報共有や役割分担などの体制づくりを進めています。

### 【構成団体】

公益財団法人熊本YMCA、阿蘇青年会議所、災害NGO「結」、NPO法人ユナイテッド・アース、NPO法人NPO今治センター、NPO災害ボランティアなみの、NPO法人遠野まごころネット、阿蘇市 総務課、社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会、狩尾1区自主防災組織、NPO法人まちづくりひとづくりネットワーク、一般社団法人BIG UP石巻、NPO法人JEN、南阿蘇復興支援センター「よろず相談室」、南阿蘇ふるさと復興ネットワーク、NPO法人阿蘇エコファーマーズセンター、NPO法人九州バイオマスフォーラム



## 2. 地震を学ぶ震災ツーリズムとボランティアツーリズムの推進

地震前の阿蘇地域では、ユネスコの世界ジオパークに認定され、火山活動によってできた様々な地形や地質構造をジオサイトとして観光に生かしてきました。今回の地震によって発生した地割れや断層も、観光資源として生かしていいか？また、後世に伝えていくことで、少しでも今後起こる災害を伝えていけないか？そうした問題意識の中で、東日本大震災でも行われてきた震災ツーリズムやボランティアに断層を案内するボランティアツーリズムの試みを行いました。県外から来られた方からは、実際に断層を見ていただくことで、地震のすさまじい破壊力を実感したという声や、自分たちの地域の防災にこうしたツアーで学んだ経験を活かしたいという感想をいただきました。



地震学会会長の山岡先生から、地震に関する講演資料をいただいて、断層ツアーのテキストに利用させていただきました。





### 3. 一の宮神社(阿蘇市西湯浦)の解体

阿蘇市西湯浦にある一の宮神社が地震で倒壊してしまいました。区長さんからは、阿蘇市で公費解体を要望しましたが、神社やお寺などの宗教施設は、政教分離の観点から税金を使う公費解体ができませんでした。そこで、阿蘇市災害ボランティア連絡会議では、各団体がボランティアを集めて役割分担を行い、重機やチェーンソーなども活用しながら、総勢80人のボランティアで解体作業を行いました。阿蘇市でも、この解体がれきの受け入れの許可証を発行していただきました。



### 4. 仮設住宅支援

全国から寄せられた支援物資を、仮設住宅の集会所等で配布を行いました。クリスマスの時期にも、支援物資を様々な団体からいただいたため、大学生のボランティアがサンタクロースの格好で、プレゼントを配布しました。仮設住宅の入居者の方から、大変喜んでいただきました。



### 5. 阿蘇復興シンポジウムと復興ツアーの開催

H29年4月1日、阿蘇市中央体育館において、熊本地震発生から1年を期に、これまでの災害支援活動の振り返りと現状の課題の共有、そしてこれからの復興について考えるシンポジウムを開催しました。翌日の4月2日には、阿蘇の断層を巡るツアーや、農業ボランティアが支援したイチゴハウスでのいちご狩り体験などを実施しました。



左上) パネルディスカッションの様子  
左下) シンポジウムの参加者  
中央) 地震によって生じた段差。肥大側が2m以上陥没した。  
右上) 仮設住宅の方を招いた交流会といちご狩り体験の様子



# 青木隆治 / FACE

**熊本・阿蘇に復興エールを届けに行きます！**

ものまねでおなじみ、そして、「FACE」としてアーティスト活動も行っている青木隆治が、熊本・阿蘇に復興へのエールを直接お届けしにいってきます！



2017年 **6月10日 (土) 15:30**

**元 阿蘇西小学校体育館**

入 場 無 料 事前申込不要
-------------------

\*旧尾ヶ石東部小学校体育館ではありません \*駐車場のご用意には限りがあります  
\*定員になった場合はご入場をお断りする場合がございます

お問い合わせ **阿蘇市災害ボランティア連絡会議** (事務局：九州バイオマスフォーラム) 0967-22-1013

主催：Face Official Fan Club「Faces」 / 阿蘇市災害ボランティア連絡会議

阿蘇市災害ボランティア連絡会議構成団体 公益財団法人熊本YMCA、阿蘇青年会議所、災害NGO「結」、NPO法人ユナイテッド・アース、NPO法人NPO今治センター、NPO災害ボランティアなみの、NPO法人遠野まごころネット、阿蘇市総務課・熊本地震対策班、社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会、狩尾1区自主防災組織、NPO法人まちづくりひとづくりネットワーク、一般社団法人BIG UP 石巻、NPO法人JEN、南阿蘇復興支援センター「よろず相談室」、南阿蘇ふるさと復興ネットワーク、NPO法人阿蘇エコファーマーズセンター、NPO法人九州バイオマスフォーラム

協力：さくらゼミナール、阿蘇まつげエクステ専門店SALON E.Y、阿蘇市消防団 第10・第11分団、チーム北九州



◆平成 29 年 6 月 10 日(土) 青木隆治さん「復興ライブ」 参加者メッセージ (一部抜粋)

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
 \*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

ありがとうございました。  
 ありがとうございます  
 いろいろお世話になりました  
 何回もいろいろも  
 ありがとうございます  
 ありがとうございます  
 ありがとうございます  
 より

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
 \*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

阿蘇まで来てくれてありがとう!  
 今回は阿蘇、南阿蘇、益城、西原、  
 などの方が被害も大きく、支援もこちらの  
 市、阿蘇市へは仲々回ってこない中、  
 本当にありがとうございます。  
 いっつもテレビで見ている方が、目の前で見えて  
 いる! 感謝でした。  
 より

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
 \*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

今日はとても楽しかったです。  
 これまでの不安が、つらかった事等  
 なくなった感じです。

より

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
 \*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

元気をありがとう!!  
 前に進む勇気もらいました。

より

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
 \*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

青木さんへ  
 阿蘇に元氣と 勇気をありがとうございます  
 何かあっても 1つづつ 1人づつ 1歩づつ...  
 前を向いて 進むと 行きます  
 身体に気を付けて 頑張ってください  
 又逢えりませぬ  
 楽しみに 応援してます

より

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
 \*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

わざわざ 私たちのために来てくださ  
 てありがとうございます。  
 それに、阿蘇西小にかまわていまし  
 た。お世のせいで、いまは、2年ぐ  
 らいかりこうして、べんきおして、い  
 ま六年生の私は、最上級生です  
 元阿蘇西小じゃなく卒業しますが、  
 それよりも、青木さんの  
 士が、げんごう、おれ、ノ卒業で、キョウア、オ、  
 より



青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
\*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

今日ステキな歌ありがとうございました。  
いつもは ~~お家~~ 家の人ばかりの私  
ですが青木さんはテレビでも知って  
いるので かけて来ました。  
又、阿蘇へ ~~お出~~  
立って下さり ~~ね~~ <sup>より</sup>  
ありがとうございます。

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
\*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

今日は阿蘇に来て下さって  
ありがとうございます。  
夢に向かって頑張ろうと思えました。  
本当にありがとうございます。  
楽しかったです。

より

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
\*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

青木隆治/FACE阿蘇訪問プロジェクト 平成29年6月10日(土)  
\*\*\*青木隆治さんへのメッセージ\*\*\*

青木さん  
今日は楽しいステージを  
ありがとうございました。  
とっても元気が出ました!

より

本日はわざわざ熊本まで来てくださって  
ありがとうございます。祖母がひかりのファン  
だった事がきっかけで、今度は私が青木隆治さん  
に聞き惚れています。災厄で私も実家は解体  
することになり大変な事もありましたが、こうして今日の  
ように素敵な時間を作っていただき、本当に  
ありがとうございました。

より

